飛鳥宮跡活用検討委員会(第8回)議事の概要

日 時: 平成30年11月20日(火)12時45分~14時15分

場 所: 奈良文化会館 多目的室

出 席:田辺委員長、黒田委員、小林委員、櫻井委員、染川委員、田島委員 寺西委員、仲委員、古瀬委員、増井委員、松村委員、森川委員

オブザーバー 文化庁、国営飛鳥歴史公園事務所

事務局 公園緑地課、文化財保存課

関係課 南部東部振興課、文化資源活用課、明日香村

- ○通常、国指定等文化財の現状変更等には、国の許可が必要になるが、保存活用計画が国 の認定を受けた場合、認定保存活用計画に記載された一部行為については事後の届出で 認められる。
- ○文化庁で定めた保存活用計画の項目や順序について、各史跡や名勝によって特殊な事情等があるので、固定ではなく議論を進める中で決定する。
- ○現状変更に関わる史跡の質的水準や学術的な担保に関連して、第三者的視点に関する事項を運営・整備体制や経過観察の項目に入れる。
- ○現状変更に関わる事後届出の範疇については、現在文化庁で協議中である。今年度末に 決定内容を全国に公表予定である。
- ○飛鳥宮跡と飛鳥京苑池の委員会の進め方については、現段階では進捗の熟度による違い から別々の開催である。将来的には合同開催を視野に入れて進めていく。
- ○今後の継続的発掘調査に関する事項は、計画書の「保存」および「活用」の中に入れていていく。発掘調査に伴う成果に基づき、遺構の保全と史跡の展示施設の整備を考えていく。
- ○他史跡の保存活用計画では概ね 5 年 10 年の間隔で、状況の変化があれば計画内容を変更すると記載している。本計画でも改訂の時期について言及する。
- ○整備スケジュールについて、史跡整備と公園整備というような分け方はしない方が良い。